

課税要件の概要（案）

令和6年11月29日

～企画商工課 地域振興対策室～

占冠村の課税要件の概要①

課税客体	占冠村に所在する次の宿泊施設への宿泊料金を受けて行われる宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）																
納税義務者	納税義務者は宿泊施設への宿泊者																
課税標準	課税標準は宿泊施設への宿泊数																
特別徴収義務者	旅館業または住宅宿泊事業を営む者 宿泊税の徴収について便宜を有する者																
徴収方法	特別徴収																
申告期限	表に掲げる期間に、徴収すべき宿泊税を納期限までに納入申告書を提出するとともに納入 <table border="1" data-bbox="675 849 1803 1092"><thead><tr><th>宿泊税を徴収すべき期間</th><th>納期限</th><th rowspan="5">→ 参考に北 海道への 納付期限</th><th>道納期限</th></tr></thead><tbody><tr><td>3月1日から5月末日まで</td><td>6月末日</td><td>7月末日</td></tr><tr><td>6月1日から8月末日まで</td><td>9月末日</td><td>10月末日</td></tr><tr><td>9月1日から11月末日まで</td><td>12月末日</td><td>1月末日</td></tr><tr><td>12月1日から2月末日まで</td><td>3月末日</td><td>4月末日</td></tr></tbody></table> ※毎月の申告および納入も可能 ※参考様式添付	宿泊税を徴収すべき期間	納期限	→ 参考に北 海道への 納付期限	道納期限	3月1日から5月末日まで	6月末日	7月末日	6月1日から8月末日まで	9月末日	10月末日	9月1日から11月末日まで	12月末日	1月末日	12月1日から2月末日まで	3月末日	4月末日
宿泊税を徴収すべき期間	納期限	→ 参考に北 海道への 納付期限	道納期限														
3月1日から5月末日まで	6月末日		7月末日														
6月1日から8月末日まで	9月末日		10月末日														
9月1日から11月末日まで	12月末日		1月末日														
12月1日から2月末日まで	3月末日		4月末日														

占冠村の課税要件の概要②

税率	一人一泊の宿泊料金 <table border="1" data-bbox="685 298 1424 445"><tr><td>2万円未満</td><td>100円</td></tr><tr><td>2万円以上5万円未満</td><td>200円</td></tr><tr><td>5万円以上</td><td>500円</td></tr></table> ※宿泊料金は素泊まり料金	2万円未満	100円	2万円以上5万円未満	200円	5万円以上	500円
2万円未満	100円						
2万円以上5万円未満	200円						
5万円以上	500円						
免税点	設定しない						
課税免除	<ul style="list-style-type: none">・学校教育法第1条に規定する学校（大学除く）及びこれらに相当する各学校段階において教育を行っている法律に規定する学校、施設が行う修学旅行やその他学校行事等に参加する者及び引率者による宿泊行為とする・児童福祉法第39条第1項に規定する保育所及び、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園並びに、児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業又は同条第12項に規定する事業所内保育事業を行う施設が主催する行事に参加する3歳以上の幼児、引率者・上記2つに該当する機関の修学旅行やその他の学校行事または行事の引率者						
検討（見直し等）	条例施行後5年を目途として見直しを行う						
宿泊税特別徴収事務交付金	納期内納入額の3.5%						